

別紙

「6次化商品・地産品PR活動事業」企画・運營業務委託仕様書

1 委託業務概要

- (1) 催事名：「採れたて！あきたの大収穫祭」
- (2) 日程：令和8年10月3日（土）～10月4日（日）
- (3) メイン会場：秋田市内（秋田駅前アゴラ広場、秋田駅前大屋根下通り等）

2 業務の目的

地産地消推進のため、県産農林水産物の生産者団体や6次化商品製造事業者が一堂に介するイベントを開催し、消費者の地産地消への意識やエシカル消費、食品ロス削減を推進する。

3 イベントコンセプト

例)「～秋田の旬を、もっとエシカルに～（検討中）」

4 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）

5 委託上限額

7,467,620円（消費税額及び地方消費税額含む）

6 委託業務の内容

(1) イベントの企画調整及び運営

下記の内容を盛り込んだイベントの企画調整を行うものとします。

① オープニングイベント

イベント開始に当たり、オープニングイベントを実施してください。

なお、オープニングイベントには秋田県農林水産部農業経済課長の挨拶を含めてください。

② ステージイベント

会場のステージを利用したイベントを実施してください。

ステージイベントは下記例示を参考に、子供、大人の双方を対象に、広く県民の地産地消やエシカル消費・食品ロス削減に対する意識を高めるような内容としてください。

なお、10月3日（土）において、秋田県が指定する野菜ソムリエ（緒方湊氏）によるステージイベント（午前）及びブースイベント（午後の想定）を依頼しています。その報酬である50,000円は当該委託料に含むものとし、関連する旅費については秋田県が別途本人等に支弁することとします。

【ステージイベント：例】

- ・野菜ソムリエ等による野菜の栽培から収穫までの紹介とロスを出さないレシピ提案
- ・ご当地ヒーロー等による県産農林水産物のクイズ
- ・県内スポーツ団体によるこども食堂や農業体験の取組紹介
- ・県内大学、高校の家庭クラブ等による県産食材を使用したメニューの発表 など

③ 食品ロス削減にかかる啓発ステージイベント及びブース出展

ア 日程：令和8年10月3日（土）～10月4日（日）の2日間についてブース出展し、ステージイベントはいずれか1日とします。

イ 場所：メイン会場

ウ 目的：著名な専門家等を招聘し、食品ロス削減について無関心層への啓発を実施する。

エ 内容：

- ・著名な専門家やタレント等を招くなど、話題性の高いイベントとしてください。

① 買い物（無駄のない買い物、てまえどり等）

② 調理（採れすぎた野菜の保存や持ち帰り品の調理等）

③ 食事（食べきり、外食時の持ち帰り等）

④廃棄（分別、水切り等）

の過程において、何にどのような焦点を当てるのか、ねらいを明確にした実効性のある内容としてください。

- ・国内、県内の取組事例等の実演・体験を実施してください。

④米、サツマイモ及びしいたけ又はこれらの加工品の利活用啓発イベント

ア 日程：令和8年10月3日（土）～10月4日（日）の2日間とします。

イ 場所：メイン会場及び周辺施設等

ウ 目的：県産米、サツマイモ及び椎茸又はこれらの加工品の販売や家庭での利用方法をPRすることで、消費拡大を図ります。

エ 内容：

- ・県産品又は加工品の活用方法について来場者の認知度が向上するようなイベントとしてください。
- ・県産加工品を扱う事業者が展示や試食・販売できるブース（5社程度）を設置してください。
- ・家庭での利用促進のため、料理専門家によるレシピ提案及び実演を各種1回以上実施してください。また提案レシピについてはリーフレット等を作成の上、来場者へ周知するものとします。
- ・米に関するイベントにおいては必ずサキホコレの話題に触れ、ブースにおけるPRも実施してください。

⑤秋田県ごはん食推進会議にかかるステージイベント及びPR・販売ブース出展

ア 日程：ブース出展は令和8年10月3日（土）～10月4日（日）の2日間とし、10月4日（日）は、ステージにおいて販売結果に基づく表彰式を実施します。

イ 場所：メイン会場及び周辺施設等

ウ 目的：ごはん食推進のPR、ごはんの友選手権の表彰式

エ 内容：

- ・県産品又は加工品の活用方法について来場者の認知度が向上するようなイベントとしてください。

⑥秋田牛の知名度向上を推進する啓発イベント

ア 日程：令和8年10月3日（土）～10月4日（日）の2日間とします。

イ 場所：メイン会場及び周辺施設等

ウ 目的：オール秋田の県産牛ブランドである「秋田牛」をアピールし、知名度向上を図る。

エ 内容：

- ・秋田牛の知名度向上のため、子どもから大人まで秋田牛を認識できるようなイベントを実施してください。
- ・秋田牛のバーベキュー教室と試食を実施してください。
- ・バーベキュー教室では、各部位の特徴と美味しい焼き方を紹介してください。
- ・イベント進行や舞台演出において、秋田牛の特徴を紹介してください。

⑦秋田県馬事畜産振興協議会によるブース出展及び加工品の提供

秋田県馬事畜産振興協議会（事務局：公益社団法人秋田県農業公社）において、ブースの出展（2日間）及び県産畜産物加工品の無償提供があります。

ア 日程：令和8年10月3日（土）～10月4日（日）の2日間とします。

イ 場所：メイン会場及び周辺施設等

ウ 目的：秋田県産の畜産加工品と畜産振興の周知を図る。

エ 内容：

- ・加工品の提供方法は問いませんが、有償販売等、利益が発生する提供方法は不可であることから、提供数量や企画等に沿って、効果的な配布をしてください。特に、個人が多数得ようとするケースを回避するため、予め対策を施してください。また、畜産加工品を提供する際には、秋田県馬事畜産振興協議会で準備するポケットティッシュ、ウェットティッシュ及びチラシも一緒に配布してください。
- ・ブース出展は秋田県馬事畜産振興協議会が常駐し、展示・PR活動を行います。また、協議会が準備するモニターによるPRを予定していますので、電源確保してください。
- ・県内の消費者に対して地域の畜産について理解を深めるとともに、消費者に対して地方競馬

の畜産振興等への貢献について周知を図ることを目的とした事業であることから、加工品の提供に当たっては、イベント進行や舞台演出において事業趣旨やブース紹介などを行ってください。

・提供される加工品（全て常温保存可）

※商品は変更となる場合がありますが、数量は表示以下になることはありません。

秋田牛極上カレー	200 g 入	400個
秋田高原ハムビーフカレー	200 g 入	400個
秋田高原ハムビーフシチュー	200 g 入	400個
男のホルモン（塩味）	200 g 入	400個
かわつらホルモン（みそ味）	200 g 入	400個
ホルモン幸楽謹製鹿角ホルモン缶	190 g 入	400個
比内地鶏カレー	180 g 入	400個
比内地鶏ごぼうご飯の素	550 g 入	400個
比内地鶏スープ	14g×6食	400個
	合計	3,600個

⑧飲食・物販・展示等ブース

次の事項に留意の上、秋田県産の農林水産物や6次化商品、秋田のグルメ等を取り扱うブースを設置するものとします。

- ・出展料の設定は自由とします。ただし、県機関及び県関係組織、当イベントにおける県との出展連携組織による出展は無料とします。
- ・飲食、物販ブースにおいては、イベントの趣旨に合う県内事業者からの参加を募ってください。
- ・消費者の地産地消意識が高まるよう、全県から農水産物直売所等を参集し、県内産農水産物や6次化商品が集うよう工夫してください。水産物については養殖、内水面水産業についても積極的に取り入れてください。
- ・調理の伴う出展者については、必ず露天営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出展受付の際、それら許認可の取得状況について確認してください。
- ・展示ブースでは実施イベントに関連するパネルを展示し、意識醸成と啓発を図ってください。

⑨来場者向けアンケート

イベントの効果を把握するため、来場者に対するアンケートを実施してください。エシカル消費の認知度に関するアンケートは必須とします。

⑩その他、集客、地産地消やエシカル消費・食品ロス削減の啓発、6次産業化商品のPRに繋がる独自企画があれば、提案してください。

(2) 共通事項

ア イベント運営

- ・イベントの運営は全て受託者が行ってください。
- ・実施計画、マニュアル、プログラム、シナリオ等を作成して円滑な運営に努めてください。
- ・プログラム、シナリオに基づき、円滑な運営を行うために必要なスタッフ（司会者、進行ディレクター等）に従事させてください。

イ 参加者の募集・確保

- ・参加者の募集や周知に当たり、チラシ等を作成するとともに、積極的にWebサイトやSNS等による情報発信を行うものとします。

ウ 安全・危機管理

- ・参加者等の安全対策を講じ、災害・事故発生時の危機管理及び連絡体制を確保してください。
- ・必要な感染防止対策を講じるほか、衛生管理を徹底するものとします。

エ 留意事項

- ・業務の目的を達成するために最適な手法・手段を選択することとし、その理由とともに提案してください。
- ・イベント参加者が今後の取り組みや展開に対し、期待感やワクワク感を持てる開催内容としてください。
- ・大規模災害の発生が予想される場合等の具体的な対応について、提案してください。（イベント開催の判断手順や、期日を延期して開催する、等の対応も含むものとします。）

7 成果品

委託業務完了後は、実施業務の内容及び成果、費用実績の振分等を取りまとめた実績報告書を速やかに提出してください。

8 企画提案書への記載内容

- (1) 委託業務を実施する上での全体的なコンセプト、考え方、各業務に係る提案内容等を記載してください。
- (2) 委託業務のスケジュール及び実施体制（業務全体または各業務の責任者及び担当者）を記載してください。
- (3) 類似する業務に係る過去の実績を記載してください。

9 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務に契約金額（委託料）には、本業務に関わる一切の経費を含みます。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけません。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等を事前に書面により提出の上、県の承認を得るものとします。

(3) 権利の帰属等

ア 制作物等の成果品の権利は県に帰属するものとします。

イ 県は、受託者が製作した成果品を独占使用できるものとします。

ウ 受託者は県の承諾無しに、最終成果品を他に流用することはできません。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩について、善良な管理者の注意をもって管理・保持するものとします。また、契約終了後も同様とします。

(5) 関係法令の遵守

ア 受託者は、本業務（再委託含む）の履行に当たっては、関係法令等を遵守してください。

イ 万が一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応してください。

(6) その他

ア 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して決定するものとします。

イ 本業務の履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供します。ただし、本業務以外の目的での使用や、第三者への提供はできません。

ウ 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議して決定するものとします。